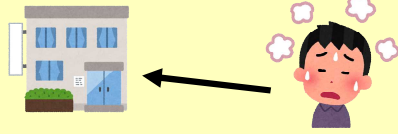


もしもあなたがコロナになったら

①かぜかな？と思ったら
医療機関を受診してください。

まずは、かかりつけ医又は発熱等診療医療機関※1へ電話してから受診してください。



②医師の診察を受けます。

医師の判断で行った検査費用は公費で負担するので、お金はかかりません※2。

※2 検査費用以外（初診料等）は自己負担あり



③陽性と診断されます。

陽性が陰性か確定させるには、医師の診断が必要です。市販の検査キットで陽性になった場合や、陽性でなくても症状がある場合は、必ず電話してから医療機関を受診してください。

あなたを診断した医師が保健所へ、発生届を提出します。

保健所

保健所等からあなたに連絡します。（電話又はSMS）

あなたの症状等に応じて、いずれかの場所で決められた日まで療養していただきます。

自宅療養

原則

自宅で療養します。健康観察のため保健所や医療機関から連絡します。要件を満たす場合は食料品等を支援します。

宿泊療養

県が確保した宿泊施設で療養します。常駐の看護師により毎日健康観察を行います。毎日3食支給されます。（お金はかかりません）

入院

症状が重い場合や重症化リスクが高い場合は、県が指定する病院へ入院し、治療を受けます。

療養終了

国が定めた基準（原則、発症日から原則7日間かつ症状軽快後24時間経過）を満たした場合、療養終了となります。

※症状軽快・・・解熱剤を使用しないで熱がさがっており、呼吸器症状が改善傾向にある場合

※1 発熱等診療医療機関は、県ホームページで確認するか、発熱等受診相談センターへお問い合わせください。

静岡市にお住まいの方：054-249-2221

浜松市にお住まいの方：0120-368-567

上記以外の市町にお住まいの方：050-5371-0561



よくある質問～もしもあなたがコロナになったら編～

Q. 自宅療養と言われたのですが、入院やホテル療養はできないのでしょうか？

A. **無症状や軽症で基礎疾患や重症化リスクのない人には、自宅療養をお願いしています。**同居家族に重症化リスクの高い人がいて隔離が難しいなどの理由で自宅療養が難しい場合は、保健所に御相談ください。

Q. 自宅療養中の食料調達はどうしたらよいのでしょうか？

A. **有症状の場合で症状軽快後24時間経過後（又は無症状の場合）は、人と接する際には必ずマスクを着用するなど、自主的な感染対策を徹底していただくことで、食料品等の買い出しなど生活に必要な最小限の外出はかまいません**

なお、自宅療養者のうち、家族や親族等から支援を受けられない等の理由で、物資の提供が必要な方には、静岡県から5日分の食料品等をお送りしていますので、保健所にお問い合わせください。また、市町によっては、独自に自宅療養者への食料品等の配布を行っている場合もあります。

Q. 自宅療養期間が従来の原則10日間から原則7日間かつ症状軽快後24時間経過した場合に短縮されましたが、注意することはありますか？

A. 発症した場合、10日間が経過するまでは、感染リスクがあることから、10日間を経過するまでは、①検温など健康状態の確認、②外出時はマスク着用、③高齢者など重症化リスクの高い方との接触等は避ける、④感染リスクの高い場所の利用や会食等は避ける、などの感染対策をお願いします。

Q. 感染がわかってから1度も発症していない場合（無症状病原体保有者）の療養期間は、原則7日間で、5日目に陰性が確認できれば6日目から療養解除されるのですが、検査はどのように受けたらいいですか？また、注意点はありますか？

A. **薬局で市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って、ご自身で検査**を行って下さい。（費用は自己負担(会社で行う場合は会社負担)）

検査結果が陰性の際は、**保健所への療養解除の確認は不要**です。

7日間を経過するまでは、感染リスクがあることから検温や外出時のマスク着用などの感染対策をお願いします。

Q. 自宅療養期間が終了するときに、検査をしてもらえるのでしょうか？

A. **行政機関では、療養期間が終了する際に検査をすることはありません。**

なお、職場等で勤務を再開する際に、職場等に証明を提出する必要がないことを厚生労働省が示しています。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。

https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html

